

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
R 7	399百万円
R 8	399百万円
R 9	399百万円
R 1 0	399百万円
R 1 1	399百万円
R 1 2	523百万円
R 1 3	523百万円
R 1 4	523百万円
R 1 5	523百万円
R 1 6	523百万円
R 1 7	523百万円
R 1 8	523百万円
R 1 9	523百万円
R 2 0	523百万円
R 2 1	523百万円
R 2 2	523百万円
R 2 3	523百万円
R 2 4	523百万円
R 2 5	523百万円
R 2 6	523百万円
R 2 7	523百万円
R 2 8	523百万円
R 2 9	523百万円
R 3 0	523百万円
R 3 1	523百万円
R 3 2	261百万円

(注) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。